

目次

中学3年 社会

学習内容	ページ	
	本書	教科書
◆ 立憲制国家の成立*	2	[東書] 174~181 [帝国] 195~203 [教出] 174~183 [日文] 186~187, 190~195 [育鵬] 176~179, 182~185 [山川] 183~189
1 日清・日露戦争	4	[東書] 184~189 [帝国] 206~212 [教出] 184~191 [日文] 196~201 [育鵬] 186~191 [山川] 190~197
2 東アジア情勢と近代産業の発達	6	[東書] 190~195 [帝国] 212~223 [教出] 192~199 [日文] 201~208 [育鵬] 192~195, 198~199 [山川] 198~209
3 第一次世界大戦とアジア	8	[東書] 204~211 [帝国] 228~235 [教出] 208~217 [日文] 218~225 [育鵬] 208~213, 218~219 [山川] 214~221
4 大正デモクラシーと新しい文化	10	[東書] 212~219 [帝国] 238~245 [教出] 210~211, 218~223 [日文] 226~235 [育鵬] 214~217, 220~221 [山川] 222~231
5 世界恐慌と日中戦争	12	[東書] 220~229 [帝国] 252~259, 265 [教出] 226~235 [日文] 236~243 [育鵬] 224~231 [山川] 232~241
6 第二次世界大戦とアジア	14	[東書] 230~237 [帝国] 262~271 [教出] 238~245 [日文] 244~251 [育鵬] 232~241 [山川] 242~249
7 日本の民主化と独立	16	[東書] 246~253 [帝国] 278~285 [教出] 245, 254~261 [日文] 262~272 [育鵬] 248~255 [山川] 246, 256~265
8 日本の発展と国際社会	18	[東書] 254~259 [帝国] 285~292, 294~297 [教出] 259~271 [日文] 272~279 [育鵬] 253~263 [山川] 263, 266~274
9 これからの日本と世界	20	[東書] 260~265 [帝国] 291~293, 298~303 [教出] 274~281 [日文] 278~285 [育鵬] 266~271 [山川] 274~281

学習内容	ページ	
	本書	教科書
1 現代社会と私たちの生活	22	[東書] 8~31 [帝国] 4~21 [教出] 16~33 [日文] 8~33 [育鵬] 12~33
2 人権と日本国憲法	24	[東書] 40~47 [帝国] 32~41 [教出] 42~47, 74~77 [日文] 40~49, 74~77 [育鵬] 40~47, 50~55
3 人権と共生社会	26	[東書] 48~63 [帝国] 44~57, 62~63, 69 [教出] 48~67 [日文] 50~61, 70~71 [育鵬] 48~49, 56~67
4 これからの人権保障	28	[東書] 64~69 [帝国] 58~61 [教出] 68~73 [日文] 62~69 [育鵬] 68~70
5 現代の民主政治	30	[東書] 80~89 [帝国] 76~83 [教出] 86~95 [日文] 84~91 [育鵬] 80~87
6 国の政治の仕組み①	32	[東書] 92~101 [帝国] 86~93 [教出] 98~105 [日文] 94~101 [育鵬] 90~97
7 国の政治の仕組み②	34	[東書] 102~111 [帝国] 66~68, 94~97 [教出] 106~115 [日文] 104~113 [育鵬] 98~107
8 地方自治と私たち	36	[東書] 112~119 [帝国] 100~107 [教出] 116~123 [日文] 114~121 [育鵬] 108~113
9 消費生活と経済	38	[東書] 132~141 [帝国] 118~127 [教出] 132~137 [日文] 130~141 [育鵬] 120~129
10 生産と労働	40	[東書] 142~151 [帝国] 132~143 [教出] 138~147 [日文] 144~147, 154~159 [育鵬] 130~141
11 価格の動きと金融	42	[東書] 152~161 [帝国] 146~153, 168~169 [教出] 150~159, 164~165 [日文] 142~143, 148~149, 152~153, 162~165 [育鵬] 144~151, 158~159
12 政府の役割と国民の福祉	44	[東書] 164~171 [帝国] 156~165 [教出] 160~163, 172~179 [日文] 172~173, 175~181 [育鵬] 154~157, 160~163
13 これからの経済と社会	46	[東書] 162~163, 172~175 [帝国] 160~161, 170~173 [教出] 182~189 [日文] 150~151, 166~167, 174~175 [育鵬] 152~153, 164~165
14 国際社会の仕組み	48	[東書] 184~193 [帝国] 184~189, 202~203, 206~207 [教出] 196~205, 214~215 [日文] 190~201, 210~211 [育鵬] 184~193, 196~199
15 さまざまな国際問題とこれからの日本	50	[東書] 194~209 [帝国] 190~201, 204~205 [教出] 206~213, 216~223 [日文] 202~209, 212~215 [育鵬] 174~183, 194~195, 200~201

●写真提供 (敬称略)
アフロ

*この単元は進度に合わせて学習してください。

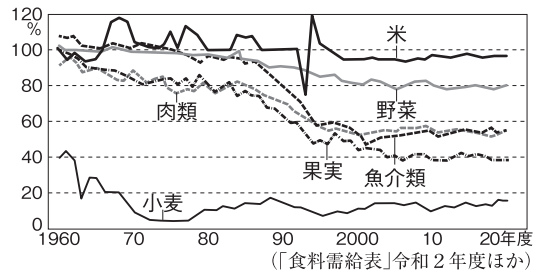
1 現代社会と私たちの生活

1 現代社会の特色

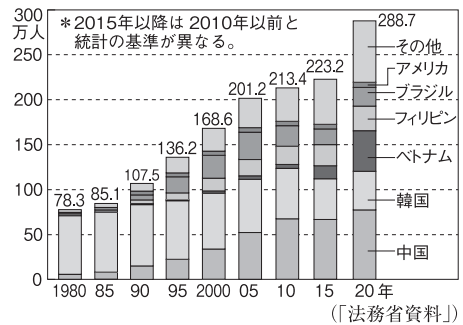
(1) **グローバル化**…世界との結び付きが深くなり、世界の一体化が進むことを〔¹〕化という。人や商品、お金、情報などの、国境をこえた移動が容易になり進展。

- ① 要因…交通・通信技術の発達など。
- ② 〔²〕…国内生産と輸入のもの、異なる国から輸入した商品どうしで、質や価格を競い合うこと。
- ③ 〔³〕…それぞれの国や地域が、競争力のある産業に力を入れて生産したものを、貿易により交換し合うこと。
- ④ 食の国際化…外国からの食料品の輸入が増え、食の国際化が進行→日本の〔⁴〕(国内で消費される食料を国内での生産でどれだけまかなえるかを、パーセントで示したものの低下→国内の食料供給の安定性や食の安全などで問題。
- ⑤ 〔⁵〕…さまざまな文化を持った人々が共生する社会。日本で暮らす外国人が増え、身近な地域でも進展。
- ⑥ 課題…新型コロナウイルス感染症の世界的流行や地球環境問題など。国際協力を通じた問題解決が求められている。

◆日本の品目別〔4〕の推移



◆日本で暮らす外国人の数の推移



▲現在は、中国が最も多い。

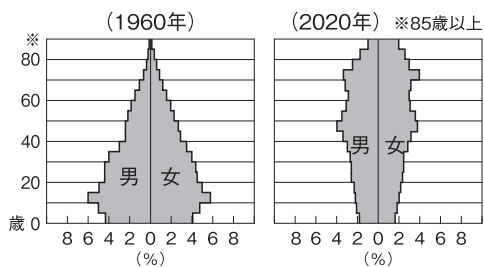
(2) **情報化**…情報通信技術〔⁶〕の発達により、社会において情報が果たす役割が大きくなることを情報化という。大量かつ多様な情報の入手・共有・発信が可能になり進展。

- ① 要因…インターネットや携帯電話などのメディアの普及。
- ② 社会の変化…インターネット・ショッピング、電子マネー、多機能携帯電話(スマートフォン)などが身近なものとなり、IoT(モノのインターネット)も普及。さまざまな分野で人工知能〔⁷〕が実用化。ビッグデータと呼ばれる膨大なデータが、災害時における防災情報の発信などに活用されている。
- ③ 情報社会での注意…的確な情報を判断し、メディアを正しく活用する力〔⁸〕を身につける必要がある。情報を正しく利用していく態度〔⁹〕も問われる。

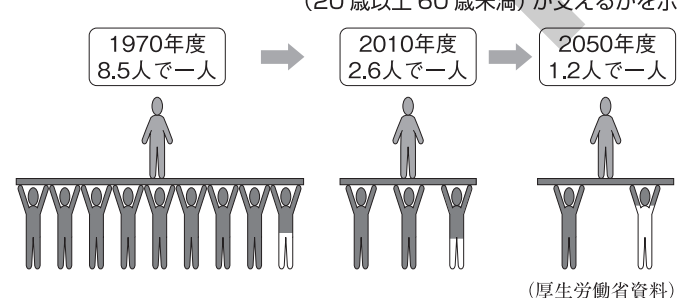
(3) **少子高齢社会**…〔¹⁰〕の低下による少子化と、平均寿命ののびによる〔¹¹〕が進んだ社会を少子高齢社会という。

- ① 少子高齢化…年金、医療、介護などの社会保障費が増加し、国民一人当たりの経済的な負担が増大。
- ② 家族の多様化…戦後、親と子ども、あるいは夫婦だけの〔¹²〕世帯の割合が増加。近年、一人暮らしの単独世帯、共働き世帯、高齢者だけの世帯も増加。

◆年齢別人口割合(人口ピラミッド)の推移



◆国民の年金負担



▼高齢者一人分の基礎年金を何人の現役世代(20歳以上60歳未満)が支えるかを示す。

(4) 持続可能な社会

- ① [13]]な社会…社会の課題を解決するにあたり、将来の世代の幸福と現代の世代の幸福を両立させる持続可能性の視点が重要。[13]な社会の実現には、一人一人の積極的な社会参画や、多くの人々の協力が必要。国際連合で、[13]な開発目標(S D G s)が採択される。
- ② 2011年に発生した[14]]大震災をきっかけに、人々の防災への意識が高まり、再生可能エネルギーの導入、ボランティアなどの支援や協力が進む。

2 私たちの生活と文化

(1) 文化の役割

- ① 文化…生活環境の中で身につけた行動の仕方や価値観、生み出されたもの。科学、宗教、芸術など。
- ② 負の側面…戦争で使われる道具や原子力発電所の事故、異なる宗教・宗派間の対立・紛争の発生など。

(2) 伝統文化

- ① 伝統文化…長い歴史の中でつちかわれ、人々に受けつがれてきた文化。能や歌舞伎など、一部の専門家の人々によりになわれてきた文化と、庶民により受けつがれてきた衣食住、年中行事、冠婚葬祭などの生活文化。

◆日本の主な年中行事

1月 初詣	5月 端午の節句
2月 節分	7月 七夕
3月 ひな祭り	8月 お盆(盂蘭盆会)
3月・9月 彼岸会	11月 七五三
4月 花祭り(灌仏会)	12月 大掃除(すすはらい)

- ② 文化の地域的多様性…各地に気候や風土に応じた多様な文化が存在。琉球文化やアイヌ文化など。
- ③ 文化の継承と保存…少子高齢化や[1]]化→伝統文化のにない手である若者の減少により存続の危機。[2]]法などにより、文化財(有形文化財・無形文化財など)の保存・活用。

(3) 多文化共生

- ① グローバル化と日本文化…世界で高い評価の日本文化も多い。ワンガリ・マータイさんが世界に紹介した「もったいない」→ごみの減量([3]]）・再使用([4]]）・再生利用([5]])の3R。
- ② 多文化[6]]…[7]](多様性)の尊重や、だれもが使いやすいように工夫された[8]]デザインの普及など、文化のちがいを認めながらともに生活していくことが求められる。

3 現代社会の見方・考え方

(1) 社会集団に属する私たち

- ① 人間は[1]]存在である…人間が家族や地域社会などいろいろな社会集団に属し、その一員として生きている。
- ② 対立が生じたときは、話し合って[2]]を目指す。

- (2) 効率と公正…みんなが納得できるかどうかを判断するための考え方として効率と公正(手続きの公正さ、機会や結果の公正さ)がある。

(3) 決まりを作る目的と手段

- ① 決まり(ルール) …対立を防ぐために作る契約や条約、その他の約束ごとなど。作るときは、権利・義務・責任を明確に。
- ② 決定の仕方…全員で話し合って決定、複数の代表者で話し合って決定、一人で決定がある。
- ③ 採決の仕方…全会一致と多数決がある。多数決では[3]]の尊重が大切。

- (4) 決まりの評価…共生社会を目指していくためには、対立と[2]、効率と公正の考え方を理解することや、状況の変化に応じて決まりを見直し、変更することが大切。

◆決定・採決の仕方

決定の仕方	長 所	短 所
全員で話し合 って決定	みんなの意見が 反映される	決定に時間がか かることがある
複数の代表者 で話し合っ て決定	みんなの意見が ある程度反映さ れる。全員で決 めるよりは決定 に時間がかから ない	一人で決めるよ りも決定に時間 がかかる。みん な意見がうまく 反映されないこ ともある
一人で決定	決定に時間がか からない	みんなの意見が 反映されない
採決の仕方	長 所	短 所
全会一致	みんなが納得す る	決定に時間がか かることがある
多数決	一定時間内で決 定できる	少数意見が反映 されにくい

2 人権と日本国憲法

1 人権の歴史

(1) 人権思想の成立

- ① 人権…人が生まれながらにして持っている人間としての権利。[¹]ともいう。
- ② 人権思想の成立…ロック・[²](『法の精神』で三権分立主張)・ルソーらが提唱→18世紀の近代革命(アメリカ独立戦争・フランス革命)→アメリカ独立宣言、フランス[³]宣言→[⁴]権・平等権確立。

(2) 人権思想の発展

- ① 19世紀に資本主義経済が発展→貧富の差、劣悪な労働条件などが問題化→普通選挙運動・労働運動の高まり。
- ② 20世紀にドイツのワイマール憲法で「人間に値する生存」などの[⁵]権を初めて保障。
- ③ 国際連合の[⁶]宣言など、国際的保障の動き。

(3) **日本の人権思想の芽生え**…[⁷]で初めて人権を保障。国民の人権は、「臣民ノ権利」であり、法律で制限。

◆人権思想と憲法の歴史

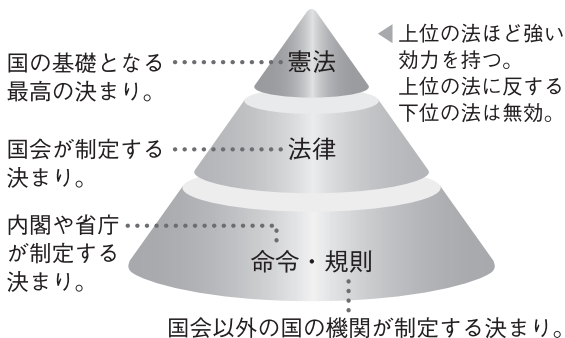
年代	できごと	
1215年	マグナ・カルタ (イギリス)	人権思想の芽生え
1689年	権利章典 (イギリス) ロック…『統治二論』 [2]…『法の精神』 ルソー…『社会契約論』	
1776年	アメリカ独立宣言	
1789年	フランス [3]宣言	[4]権・平等権の確立
1889年	大日本帝国憲法 (天皇が定める欽定憲法)	
1919年	ワイマール憲法 (ドイツ)	[5]権の確立
1946年	日本国憲法 (国民が定める民定憲法)	
1948年	[6]宣言 (国際連合)	人権の国際的保障

2 立憲主義と日本国憲法

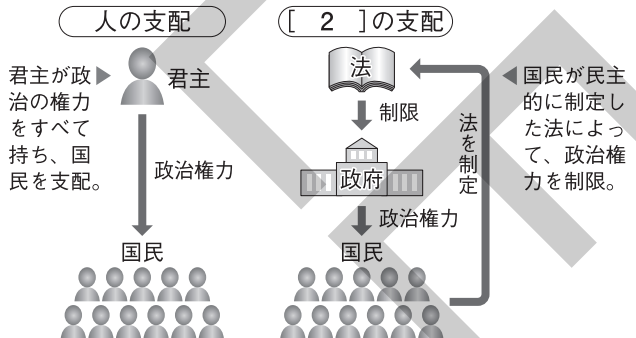
(1) 憲法と立憲主義

- ① 憲法…国の政治の仕組みの根本を定める法→最高法規であり、憲法に反する法律や命令は無効。
- ② [¹]主義…政府の権力を制限して国民の人権を保障するという考え方。権力の集中を防いで、国民の自由や権利を守り、人の支配ではなく、[²]の支配による政治を目指す。

◆法の構成



◆人の支配と法の支配

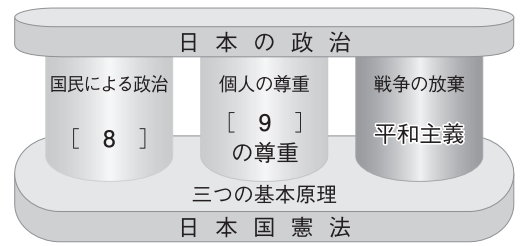


(2) 国の政治の仕組み

- ① 憲法の構成…「人権の保障」と「国の政治の仕組み」の二つで構成。
- ② 国の政治の仕組み…国の権力を立法権、行政権、司法権に分け、権力の集中を防いで国民の権利や自由を守るという[³]が多くで採用されている。日本では、国会が[⁴]権、内閣が行政権、裁判所が[⁵]権を担当。

(3) **日本国憲法**…1945年8月、日本はポツダム宣言を受諾し、無条件降伏→第二次世界大戦終結→連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)作成原案をもとに、帝国議会で審議しんぎ→日本国憲法制定([⁶ 年 月 日]公布、[⁷ 年 月 日]施行)。[⁸]、平和主義、[⁹]の尊重が三つの基本原理。

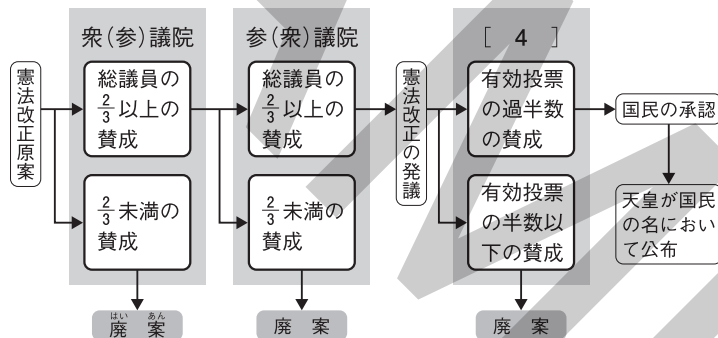
◆日本国憲法の三つの基本原理



3 国民主権と天皇の地位

- (1) **国民主権**…国の政治の決定権は[¹]が持ち、政治は[1]の意思に基づいて行われるという原理。国の政治は、[1]によって選ばれた代表者が議会で決定する[²]民主主義を採用。
- (2) **憲法改正**…日本国憲法の改正には、慎重な手続きが定められている。憲法改正の発議は[³]が国民に対して行い、満18歳以上の国民による[⁴]で有効投票の過半数の賛成があった場合に改正される。
- (3) **天皇**…天皇は、日本国と日本国民統合の「[⁵]」(憲法第1条)。政治についての決定権を持たず、内閣の助言と[⁶]のもと、憲法の定める[⁷]のみを行う。

◆憲法改正の手続き



◆天皇のおもな[7]

- ・国会の指名に基づく内閣総理大臣の任命
- ・国会の召集
- ・内閣の指名に基づく最高裁判所長官の任命
- ・衆議院の解散
- ・憲法改正、法律、条約などの公布
- ・栄典の授与

▲憲法改正の手続きは、憲法第96条をもとに、2010年に施行された国民投票法によって具体的に定められている。

4 平和主義

(1) 平和主義と憲法第9条

- ① 平和主義…第二次世界大戦の反省から、戦争を放棄し、世界の恒久平和のために努力。憲法第[¹]条で戦争を放棄し、戦力を持たず、交戦権を認めないことを明記。
- ② [²]権…同盟国が攻撃を受けた際に、自国が攻撃を受けていなくても同盟国の防衛にあたる権利→法改正で行使が可能に。

第9条① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

(2) [³]**条約**…他国による日本の領土攻撃に対し、日米共同での対処を約束→アメリカ軍が日本の領域内に駐留→沖縄県のアメリカ軍基地の返還問題。

(3) 自衛隊

- ① 自衛隊…日本は国を防衛するため自衛隊を保有。「戦力」の不保持をかける日本国憲法との関係で論議。
- ② 自衛隊の任務…国際連合の平和維持活動([⁴])への参加、災害派遣など。

(4) **核兵器に対する日本の立場**…1945年8月、[⁵]と長崎に原子爆弾を投下され、多くの犠牲者を出す→核兵器を「持たず、作らず、持ちこませず」という[⁶]をとる。